

令和 2 年 1 0 月  
八 尾 市 水 道 局

## 水道管布設工事の取扱いについて

現在、「上水道管工事」として発注しております水道管布設工事につきましては、令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日）から、下記のと通りの取扱いとします。

### 記

#### 1. 内 容

水道管の布設において、現在、「上水道管工事」にて発注している工事を「水道施設工事」での発注に変更します。

#### 2. 適用時期

令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日）以降に公告・発注する工事から適用します。

#### 3. そ の 他

- (1) 今後予定している入札参加資格登録時に変更内容等を確認して下さい。
- (2) 「水道施設工事」の施工に際しては、参加資格登録時における「水道施設工事」での業種登録の他、水道施設工事業の建設業許可及び経審取得並びに技術者の配置が必要となります。
- (3) 上記の準備期間として、令和 4 年度から 3 か年の経過措置期間を設けるとします。
- (4) 「水道施設工事」の格付け（ランク分け）による発注とします。

※詳細につきましては、『(別紙) 水道管布設工事の業種区分の変更について』を参照して下さい。

担当	: 経営総務課管理係契約担当
電話	: 072-923-6300 (内線 3157)
F A X	: 072-991-5991